

平成30年6月市議会定例会 提出議案

議 案 種 別	件数 (件)
専決処分の報告議案	1
条 例 議 案	1 9
一 般 議 案	1 0
補 正 予 算 議 案	1
合 计	3 1

平成30年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件 名	提出局
1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政局
2	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正について	総務局
3	北九州市市税条例等の一部改正について	財政局
4	北九州市介護保険条例の一部改正について	保健 福祉局
5	北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	
6	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	
7	北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について	
8	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	子ども 家庭局
9	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設局
10	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市立男女共同参画センター条例の一部改正について	総務局
11	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	市民文化 スポーツ局
12	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	保健 福祉局
13	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	子ども 家庭局
14	北九州市エコタウンセンター条例等の一部改正について	環境局
15	北九州市漁港管理条例等の一部改正について	産業 経済局
16	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	建設局
17	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建築 都市局
18	北九州市港湾施設管理条例の一部改正について	港湾 空港局
19	北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部改正について	教 育 委員会
20	北九州市学校施設使用料条例について	

番号	件 名	提出局
21	総合療育センター改築工事請負契約の一部変更について	技術監理局
22	総合療育センター改築電気工事請負契約の一部変更について	
23	総合療育センター改築機械工事請負契約の一部変更について	
24	公有水面埋立てによる土地確認について	市民文化スポーツ局
25	町の区域の変更について	
26	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について	保健福祉局
27	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
28	有料道路「若戸大橋」の事業変更に関する道路管理者の同意について	
29	北九州市道路公社の解散に関する設立団体の同意について	
30	市有地の処分について	港湾空港局
31	平成30年度北九州市一般会計補正予算について	財政局

N o 1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (財政局税務部税制課)
-----------------	---

北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 法人市民税

(1) 二重課税調整（第39条関係）

内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税等、地方法人税及び法人住民税のうち、合算対象とされた当該外国関係会社の課税対象部分に相当する金額で、その内国法人の法人税及び地方法人税並びに法人県民税の額から控除しきれなかった金額を法人市民税から控除する。

(2) 延滞金の計算期間の見直し（第40条の2、付則第5条の2、付則第5条の2の2関係）

法人市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、当初の申告書の提出の後、税額を減少させる更正があり、その後更に税額を増額させる更正等があった場合、当初の申告書による納付があった日の翌日から、当該増額をさせる更正等の通知をした日までの期間を延滞金の計算期間から控除する。

2 固定資産税

(1) 改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額に係る申告（付則第9条の4関係）

利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設について、固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告に關し必要な事項を定める。 (次頁に続く)

(続き)

(2) 平成30年度の評価替えに伴い、平成30年度から平成32年度までの各年度分の土地に係る固定資産税について、負担水準の均衡化を促進するための措置を講じる。

ア 土地の価格の特例措置の継続（付則第10条の2関係）

平成28年度及び平成29年度に引き続き、平成31年度及び平成32年度においても、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が課税上著しく均衡を失すると認める場合について、当該土地に係る価格を修正し、当該修正価格を固定資産税の課税標準額とする特例措置を講じる。

イ 宅地等に係る税負担の調整措置（付則第11条関係）

平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、平成27年度から平成29年度までと同様に、原則として毎年度、負担水準に応じた負担調整率を前年度の課税標準額に乗じて各年度の課税標準額を求める措置を講じる。

ウ 農地に係る税負担の調整措置（付則第13条関係）

平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税について、平成27年度から平成29年度までと同様に、毎年度、負担水準に応じた負担調整率を前年度の課税標準額に乗じて各年度の課税標準額を求める措置を講じる。

(3) グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除の適用期間の延長（付則第15条の5関係）

改正前	改正後
平成30年3月31日	平成32年3月31日

(次頁に続く)

(続き)

3 都市計画税

(1) 利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告に関する必要な事項について、固定資産税と同様の事項を定める。 (付則第9条の4関係)

(2) 平成30年度の評価替えに伴い、平成30年度から平成32年度までの各年度の土地に係る都市計画税について、負担水準の均衡化を促進するため、宅地等及び農地について固定資産税と同様の措置を講じる。 (付則第18条、付則第19条関係)

4 施行期日

平成30年4月1日

No 2	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部改正について (総務局人事部人事課)
---------	---

単純な労務に雇用される職員の職の廃止に伴い、関係規定を改めるもの

1 一部改正を行う条例

- (1) 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (2) 北九州市職員退職手当支給条例
- (3) 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北九州市職員の処遇等に関する条例
- (5) 公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例
- (6) 北九州市職員の配偶者同行休業に関する条例

2 改正の内容

地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員について定めた規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

No
3

北九州市市税条例等の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、市たばこ税の税率を引き上げる等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市市税条例の一部改正（第1条）

(1) 個人市民税

ア 非課税の範囲の変更（第12条関係）

(ア) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の前年の合計所得金額の要件を変更する。

現行	改正後
125万円	135万円

(イ) 均等割の非課税基準を変更する。

現行	改正後
前年の合計所得金額が35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)	前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に <u>10万円を加算した金額</u> (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)

イ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納稅義務者については、基礎控除を適用しない。（第19条関係）

ウ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納稅義務者については、調整控除を適用しない。（第22条の2関係）

(次頁に続く)

(続き)

(2) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置の対象となる以下の固定資産の課税標準について、本市において適用する特例率を定める。（付則第9条の2関係）

- ア 津波防災地域づくりに関する法律の規定による指定避難施設
避難用部分 3分の2
- イ 津波防災地域づくりに関する法律の規定による指定避難用償却資産 3分の2
- ウ 生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等 0

(3) 市たばこ税

ア 製造たばこの区分に加熱式たばこを加える。（第74条の2関係）

イ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたものの製造たばこの区分は、加熱式たばことする。（第76条の2関係）

ウ 加熱式たばこの課税標準を、次の方法で換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。（第77条関係）

(ア) 加熱式たばこの重量の1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数

(イ) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数

(ウ) 加熱式たばこの小売定価等を、紙巻たばこ1本の金額

(次頁に続く)

(続き)

に相当する金額をもって、紙巻たばこ 0.5 本に換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数
エ 市たばこ税の税率を次のように引き上げる。(第 77 条の 2 関係)

現行	改正後
1,000 本につき 5,262 円	1,000 本につき 5,692 円

2 北九州市市税条例の一部改正（第 2 条）

加熱式たばこの課税標準を、次の方法で換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。(第 77 条関係)

(1) 加熱式たばこの重量の 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の 0.4 グラムをもって紙巻たばこ 0.5 本に換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数

(3) 加熱式たばこの小売定価等を、紙巻たばこ 1 本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこ 0.5 本に換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数

3 北九州市市税条例の一部改正（第 3 条）

(1) 加熱式たばこの課税標準を、次の方法で換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。(第 77 条関係)

ア 加熱式たばこの重量の 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数

(次頁に続く)

(続き)

イ 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数

ウ 加熱式たばこの小売定価等を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこ0.5本に換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数

(2) 市たばこ税の税率を次のように引き上げる。（第77条の2関係）

改正前	改正後
1,000本につき5,692円	1,000本につき6,112円

4 北九州市市税条例の一部改正（第4条）

(1) 加熱式たばこの課税標準を、次の方法で換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。（第77条関係）

ア 加熱式たばこの重量の1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数

イ 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数

ウ 加熱式たばこの小売定価等を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこ0.5本に換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数

(次頁に続く)

(続き)

(2) 市たばこ税の税率を次のように引き上げる。 (第77条の2関係)

改正前	改正後
1, 000本につき 6, 122円	1, 000本につき 6, 552円

5 北九州市市税条例の一部改正 (第5条)

加熱式たばこの課税標準を、次の方で換算した紙巻たばこの本数の合計本数とする。 (第77条関係)

(1) 加熱式たばこの重量 (フィルターその他の一定の物品の重量を除く。) の0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの小売定価等を、紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこ0.5本に換算する方法

6 北九州市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 (第6条)
紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の経過措置期間を延長する。

現行	改正後
平成31年3月31日	平成31年9月30日

7 施行期日

1 (2) は、公布の日

1 (3) 及び6は、平成30年10月1日

1 (1) は、平成33年1月1日

2は、平成31年10月1日

3は、平成32年10月1日

4は、平成33年10月1日

5は、平成34年10月1日

No 4	北九州市介護保険条例の一部改正について (保健福祉局地域福祉部介護保険課)
---------	--

介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 条例に引用する介護保険法施行令の一部改正に伴う規定の整備（
第10条関係）

現 行	改正後
令第38条第4項	令第22条の2第2項

2 施行期日

平成30年8月1日

No 5	<p>北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局地域福祉部介護保険課)</p> <p>介護保険法の一部改正等に伴い、介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 共生型サービス新設に伴う規定の追加</p> <p>(1) 共生型居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。 (第5条、第7条関係)</p> <p>(2) 共生型地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。 (第12条、第14条関係)</p> <p>(3) 共生型介護予防サービスの事業の基準を定める。 (第27条、第29条関係)</p> <p>(4) 共生型地域密着型介護予防サービスの事業の基準を定める。 (第31条、第33条関係)</p> <p>2 介護医療院新設に伴う規定の追加 (第26条の3—第26条の6関係) 介護医療院の施設、人員、設備及び運営に関する基準を定める。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
---------	---

N o 6	北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)
	児童福祉法の一部改正等に伴い、共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準を定めるため、関係規定を改めるもの
1	共生型サービス新設に伴う規定の追加（第4条、第6条関係） 共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。
2	施行期日 公布の日

No 7	北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に伴い、共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるため、関係規定を改めるもの	
1	共生型サービス新設に伴う規定の追加（第4条、第6条関係） 共生型障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。
2	施行期日 公布の日

No 8	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)
---------	--

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る基準を変更するため、関係規定を改めるもの

1 放課後児童支援員の資格の基準の変更（第11条関係）

現 行	改正後
<u>学校教育法の規定により、幼稚園、</u> <u>小学校、中学校、高等学校又は中等</u> <u>教育学校の教諭となる資格</u> を有する者	<u>教育職員免許法第4条に規定する免</u> <u>許状</u> を有する者
—	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

2 施行期日

公布の日

No
9

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部改正について
(建設局公園緑地部公園管理課)

北九州市営中央町駐車場を廃止する等のため、関係規定を改めるもの

1 桃園市民プール（屋外）の廃止に伴う規定の整備（別表第1関係）

桃園市民プール（屋外）の使用料の規定を削除する。

2 駐車場の廃止（別表第4の2関係）

名称	位置
北九州市営中央町駐車場	北九州市八幡東区中央二丁目 4番18号

3 施行期日

1は、平成30年9月1日

2は、平成31年4月1日

No 10	<p>北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市立男女共同参画センター条例の一部改正について (総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課)</p> <p>総務局が所管する公の施設について、使用料の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 使用料の適正化（北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2関係、北九州市立男女共同参画センター条例別表関係）</p> <p>駐車場等を除き、北九州市立東部勤労婦人センター及び北九州市立西部勤労婦人センター並びに北九州市立男女共同参画センターの使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>2 施設の貸出時間の設定の適正化（北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2関係、北九州市立男女共同参画センター条例別表関係）</p> <p>ホール等を除き、施設の貸出時間の設定を1時間単位とする。</p> <p>3 回数券の新設（北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2関係、北九州市立男女共同参画センター条例別表関係）</p> <p>体育室、トレーニング室及びフィットネスルームの使用について、回数券を新設する。</p> <p>4 施行期日</p> <p>平成31年4月1日</p>
----------	---

No 11	<p>北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について (市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課)</p>
----------	--

市民文化スポーツ局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 利用料金の適正化（別表第3関係）

北九州市旧古河鉱業若松ビルの利用料金の上限額を現行の1.2倍に相当する額とする。

(2) 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第3関係）

北九州市旧古河鉱業若松ビルの会議室の貸出時間の設定を1時間単位とする。

2 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第1関係）

コインロッカーを除き、プール、野球場、陸上競技場、運動場、庭球場、弓道場、柔剣道場、体育館及び文化記念公園管理棟の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。

(2) 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第1関係）

プール、陸上競技場、庭球場、柔剣道場及び体育館の専用使用並びに的場池体育館及び文化記念公園管理棟の会議室等の貸出時間の設定を1時間単位とする。

(3) 回数券の割引率の引上げ（別表第1関係）

回数券の割引率を1割引き上げる。

(4) 定期券の新設（別表第1関係）

(次頁に続く)

(続き)

プール、陸上競技場及び弓道場の共用使用について、1箇月定期券を新設する。

3 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第3関係）

ア 生涯学習センター及び婦人会館の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。
イ 美術館等の陳列品の観覧料を除き、美術館、松本清張記念館及び史料館の使用料の額を現行の1.2倍に相当する額とする。

(2) 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第3関係）

小倉南生涯学習センターの大ホール及び市民ギャラリーを除く生涯学習センター、婦人会館、松本清張記念館の会議室及び史料館の和室の貸出時間の設定を1時間単位とする。

4 北九州市市民センター条例の一部改正

市民センターの貸出時間の設定を1時間単位とする。（別表第2関係）

5 北九州市芸術文化施設条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第2関係）

駐車場を除き、劇場、音楽堂、漫画ミュージアム及び市民会館の使用料の額を現行の1.2倍に相当する額とする。

(2) 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第2関係）

ホール、楽器庫等を除き、貸出時間の設定を1時間単位とする。

(次頁へ続く)

(続き)

6 北九州市スポーツ施設条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第2関係）

駐車場を除き、体育館、スポーツセンター、プール、競技場、球技場・運動場、球場、庭球場、武道場、柔剣道場及び弓道場の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。

(2) 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第2関係）

体育館、スポーツセンター、プール、競技場、北九州スタジアムのフィールド及びスタンド、庭球場並びに柔剣道場の専用使用的貸出時間の設定を1時間単位とする。

(3) 定期券の新設等（別表第2関係）

ア トレーニング室、プール、弓道場及び競技場の共用使用について、1箇月定期券を新設する。

イ 回数券の割引率を1割引き上げる。

7 施行期日

平成31年4月1日

No 12	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局総務部総務課)
----------	---

保健福祉局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの

1 使用料の適正化（別表第2関係）

障害者体育施設の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。

2 定期券及び回数券の新設等（別表第2関係）

（1） 障害者体育施設の回数券の割引率を1割引き上げる。

（2） 体育館、スタジオ、プール、卓球室及びトレーニング室の共通使用料について、3箇月定期券を新設する。

（3） 隣保館の多目的ホールの共用使用について、満65歳以上の者の回数券を新設する。

3 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第2関係）

多目的ホールの共用使用を除き、隣保館の貸出時間の設定を1時間単位とする。

4 利用料金の適正化（別表第4関係）

年長者体育施設及び勤労青少年ホームの利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とする。

5 回数券の割引率の引上げ（別表第4関係）

（次頁に続く）

(続き)

年長者体育施設の回数券の割引率を 1 割引き上げる。

6 貸出区分の設定の見直し（別表第 4 関係）

年長者体育施設について、専用の場合の利用面積が 2 分の 1 のときの利用料金の額は、規定の額の 5 割に相当する額とする。

7 回数券の新設（別表第 4 関係）

勤労青少年ホームの体育室及びテニスコートの共用利用について、回数券を新設する。

8 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

No 13	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部青少年課)
子ども家庭局が所管する公の施設について、使用料の適正化を図るため、関係規定を改めるもの	
1	使用料の適正化（別表第3関係） 青少年の家及び児童文化施設の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。
2	施設の貸出時間の設定の適正化（別表第3関係） 施設の一部の貸出時間の設定を1時間単位とする。
3	施行期日 平成31年4月1日

No 14	<p>北九州市エコタウンセンター条例等の一部改正について (環境局総務政策部総務課)</p> <p>環境局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 使用料の適正化（北九州市エコタウンセンター条例別表関係） 事務室を除き、使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。 。</p> <p>2 利用料金の適正化（北九州市環境ミュージアム条例別表関係、北九州市響灘・ビオトープ条例別表関係） 利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とする。</p> <p>3 定期券の新設（北九州市響灘・ビオトープ条例別表関係） ビオトープ園の利用について、年間定期券を新設する。</p> <p>4 施行期日 平成31年4月1日</p>
----------	--

No 15	北九州市漁港管理条例等の一部改正について (産業経済局総務政策部総務課)
----------	---

産業経済局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市漁港管理条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第1関係）

ア 船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）長期係留桟橋

現行		改正後		
船舟の長さ1メートル当たり	月額	市内居住者	船舟の長さ1メートル当たり	月額
		市外居住者		
1, 310円			1, 450円	1, 500円

イ 船舶保管施設（脇田漁港フィッシャリーナ）一時係留桟橋及び脇田漁港フィッシャリーナ交流棟の使用料の額を現行の1.1倍に相当する額とする。

(2) 利用料金の設定（別表第3関係）

釣り台付き遊歩道について、利用料金の上限額を定める。

区分	大人	小・中学校の児童及び生徒
遊歩道	200円	100円

2 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第2関係）

事務室を除き、北九州テレワークセンターの使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。

(2) 利用料金の適正化（別表第3関係）

駐車場を除き、北九州産業技術保存継承センター、北九州市旧

(次頁に続く)

(続き)

大阪商船、北九州市旧門司三井俱楽部、北九州市門司港レトロ観光物産館及び北九州市立総合農事センターの利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とする。

(3) 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第3関係）

北九州市立総合農事センターの展示ホールの貸出時間の設定を1時間単位とする。

3 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 小倉城庭園の入場料について、利用料金の上限額を改定する。（別表第1の2関係）

区分		現行		改正後	
		一般	中学校及び高等学校の生徒	一般	中学校及び高等学校の生徒
個人	1人	300円	150円	350円	200円
団体（30人以上）	1回	240円	120円	280円	160円

(2) 入場料を除き、小倉城庭園の利用料金の上限額を現行の1.2倍に相当する額とする。（別表第1の2関係）

4 北九州学術研究都市条例の一部改正

研究室等を除き、产学連携施設、学術情報施設及び会議場の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。（別表第2関係）

5 施行期日

平成31年4月1日

No 16	<p>北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建設局総務部総務課)</p>
----------	--

建設局が所管する公の施設について、使用料等の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第1、別表第9関係）

高塔山公園野外音楽堂、高炉台公園野外音楽堂及び北九州市立河内自転車貸出し施設の使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。

(2) 利用料金の設定（別表第1の2関係）

白野江植物公園の入園料について、利用料金の上限額を定める。

区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
団体（25人以上）	1人1回	240円	120円

(3) 利用料金の適正化（別表第1の2関係）

ア コインロッカーを除き、白野江植物公園、水環境館、山田緑地、森の家、響灘緑地広場、ポニー広場、熱帯生態園、都市緑化センター、響灘緑地野外ステージ及びサイクリングターミナルの利用料金の上限額を現行の1.5倍に相当する額とする。

イ ひびき動物ワールド及び熱帯生態園

現行	改正後
回数券（5枚つづり）	回数券（4枚つづり）

(4) 貸出区分の設定の見直し（別表第1の2関係）

(次頁に続く)

(続き)

森の家の多目的ホールの利用面積が 2 分の 1 以下の場合の額は、規定の額の 5 割に相当する額とする。

2 北九州市ほたる館条例の一部改正

(1) 使用料の適正化（別表第 2 関係）

北九州市ほたる館及び北九州市立香月・黒川ほたる館の使用料の額を現行の 1.5 倍に相当する額とする。

(2) 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第 2 関係）

施設の貸出時間の設定を 1 時間単位とする。

3 北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正

(1) 利用料金の設定（別表関係）

北九州市平尾台自然の郷の入場料について、利用料金の上限額を定める。

区分	一般	小・中学校の児童及び生徒
1人1回	150円	70円

(2) 利用料金の適正化（別表関係）

駐車場等を除き、北九州市平尾台自然の郷の利用料金の上限額を現行の 1.5 倍に相当する額とする。

4 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

No 17	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (建築都市局まちづくり推進部区画整理課)
----------	--

建築都市局が所管する公の施設について、利用料金の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 北九州市門司麦酒煉瓦館の市民ギャラリーの利用料金に係る規定
時間区分の変更（別表第3関係）

現行	9時～17時	
	600円	
改正後	9時～12時	12時～17時
	220円	380円

2 施行期日

平成31年4月1日

No 18	北九州市港湾施設管理条例の一部改正について (港湾空港局港営部港営課)
----------	--

港湾空港局が所管する公の施設について、利用料金の適正化を図るため、関係規定を改めるもの

1 利用料金制度の導入（別表第2関係）

北九州市旧門司税關について、利用料金の上限額を定める。

—	9時～12時	12時～17時
展示スペースA	240円	410円
展示スペースB	460円	760円
展示スペースC	420円	710円

2 利用料金の適正化（別表第2関係）

旧大連航路上屋の利用料金の上限額を現行の1.4倍に相当する額とする。

3 施設の貸出時間の設定の適正化（別表第2関係）

(1) 旧大連航路上屋の多目的室、ホール及び多目的スペースの貸出時間の設定を1時間単位とする。

(2) 旧大連航路上屋のシャワー室

現行	改正後
1室につき1時間又はその端数ごと	1人1回（30分以内）

4 施行期日

平成31年4月1日

No 19	北九州市立思永中学校温水プール使用料条例の一部改正について (教育委員会学校支援部施設課)
教育委員会が所管する公の施設について、使用料の適正化を図る等のため、関係規定を改めるもの	
1	使用料の適正化（別表関係）
	（1） 使用料の額を現行の1.5倍に相当する額とする。
	（2） 回数券の割引率を1割引き上げる。
2	定期券の新設（別表関係） 共用の使用区分に1箇月定期券を新設する。
3	施設の貸出時間の設定の適正化（別表関係） 専用の使用時間の設定を1時間単位とする。
4	施行期日 平成31年4月1日

No
20

北九州市学校施設使用料条例について

(教育委員会指導部指導企画課)

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の施設を使用する際の使用料について、必要な事項を定めるもの

1 条例の内容

- (1) 趣旨（第1条）
- (2) 定義（第2条）
- (3) 使用料（第3条、別表）

学校施設	使用料 (30分又はその端数ごとに)
体育館	200円
運動場	100円
武道場	100円
運動場に付属する照明設備	800円

- (4) 使用料の減免等（第4条）
- (5) 使用料の不返還（第5条）
- (6) 罰則（第6条）

2 施行期日

平成31年4月1日

No 21	総合療育センター改築工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)
総合療育センター改築工事請負契約について、契約金額及び工期を変更するもの	
1 既決契約金額	44億2,584万円
既決工期	平成28年12月9日～平成30年7月3日
2 変更契約金額	44億3,352万7,440円
変更工期	平成28年12月9日～平成30年8月3日

No
22

総合療育センター改築電気工事請負契約の一部変更について
(技術監理局契約部契約課)

総合療育センター改築電気工事請負契約について、契約金額及び工期を変更するもの

- 1 既決契約金額 16億6,829万4,360円
既決工期 平成28年12月9日～平成30年7月3日
- 2 変更契約金額 16億7,925万8,520円
変更工期 平成28年12月9日～平成30年8月3日

No 23	総合療育センター改築機械工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)
総合療育センター改築機械工事請負契約について、契約金額及び工期を変更するもの	
1 既決契約金額	16億3,490万4,000円
既決工期	平成28年12月9日～平成30年7月3日
2 変更契約金額	16億4,106万円
変更工期	平成28年12月9日～平成30年8月3日

No 24	公有水面埋立てによる土地確認について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	---

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの

土 地 の 所 在 地	面 積
北九州市若松区響町一丁目1の2、 1の3、26の1、105の1地先	16万8,561.05m ²

No 25	町の区域の変更について (市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課)
----------	--

公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地を生じたため、当該土地を町の区域に編入するもの

土 地 の 所 在 地	町の区域	面 積
北九州市若松区響町一丁目 1の2、1の3、26の1、 105の1地先	若松区響町一丁目	16万8,561.05m ²

No
26

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
(保健福祉局健康医療部保険年金課)

福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の市制施行に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するもの

1 選挙区の表の改正（別表第2関係）

現 行	改 正 後
筑紫野市	筑紫野市
春日市	春日市
大野城市	大野城市
太宰府市	太宰府市
<u>筑紫郡那珂川町</u>	<u>那珂川市</u>

2 施行期日

平成30年10月1日

No
27

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局総務部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	20路線	1, 373m	8, 008m ²
変更	3路線	△154m	△1, 352m ²
廃止	4路線	△1, 210m	△4, 772m ²

No
28

有料道路「若戸大橋」の事業変更に関する道路管理者の同意について
(建設局道路部道路維持課)

有料道路「若戸大橋」の事業変更について北九州市道路公社から同意を求められたので同意するもの

料金徴収期間（徴収期間満了日）

変更前	平成39年12月 6日
変更後	平成30年11月30日

No
29

北九州市道路公社の解散に関する設立団体の同意について
(建設局道路部道路維持課)

北九州市道路公社の解散について同公社から同意を求められたので同意するもの

No 30	市有地の処分について (港湾空港局整備保全部計画課)
	門司区新門司北二丁目に所在する市有地を倉庫用地として売り払うもの
1	土地の地目及び所在地 宅地 門司区新門司北二丁目 10番2
2	土地の面積 1万2,009m ²
3	売払い予定金額 2億5,699万2,600円

No.	件 名	要 旨	
平成 30 年 度 予 算 規 模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	350 万円	5,630 億 450 万円
	特別会計	0 千円	4,019 億 9,290 万円
	企業会計	0 千円	2,407 億 3,938 万円
	合 計	350 万円	1 兆 2,057 億 3,678 万円
31	平成 30 年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	350 万円 5,630 億 450 万円